

参考資料

1. 薬局実習に関する資料

1-1. 薬局実習スケジュール例

1-2. 実務実習モデル・コアカリキュラム SBO 別評価表

岡山県薬剤師会会営薬局

1-3. 山形県薬学生実務実習テキスト「櫻桃」

2. 病院実習に関する資料

2-1. 病院実習スケジュール例

2-2. 病院実習トライアル (H118-H125) : 中国中央病院 (平成 19 年 7 月)

3. 実務実習トライアルー平成 17 年度中国・四国地区での取り組みー

4. 認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ配布資料

5. 実務実習指導のための参考資料一覧

6. 実務実習指導システム作り委員会名簿

参考資料

1. 薬局実習に関する資料

1-1. 薬局実習スケジュール例

①日本薬剤師会作成 (2009年9月版)

②愛知県薬剤師会作成 (2010年3月版)

1 - 1. 薬局実習スケジュール例

①日本薬剤師会作成スケジュール

(2009年9月版)

薬局実務実習における11週間のスケジュール 例

○本表で示した実習項目は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」の到達目標(SBOs)を簡略化して表記したものであり、対応するSBOの記号は本会にて便宜上付したものです。
 ○本表はあくまで一例です。本資料と、「薬局実務実習における実習の時期とステップアップ目標例」などを参考に、各薬局において、業務の実情に合わせ、毎日の具体的な実習項目(スケジュール表)を組み立ててください。
 ○「実務実習モデル・コアカリキュラム」と同じく、1コマは90分として組んでいます。
 ○それぞれの実習項目の詳細については、「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き」本編をご参照ください。また、本表のデータを日本薬剤師会ホームページ(会員向け)に掲載しております。ご利用ください。

日本薬剤師会
2009年9月

コマ	第1週目	SBO	LS	第2週目	SBO	LS	第3週目	SBO	LS	第4週目	SBO	LS	第5週目	SBO	LS	第6週目	SBO	LS	第7週目	SBO	LS	第8週目	SBO	LS	第9週目	SBO	LS	第10週目	SBO	LS	第11週目	SBO	LS		
1	オリエンテーション(薬剤師会・受入施設等で倫理規範について)	2-1-1	P201	保健・衛生、QOL向上に係る薬局アイテムの役割	1-1-2	P101	アイテムの管理	1-3-8	P104	薬歴からの患者情報の把握	2-2-6	P204	患者への説明	2-3-10	P208	処方内容からの患者情報の把握	2-2-5	P203	処方内容からの患者情報の把握	2-2-5	P203	医師等への報告書の作成	2-2-8	P206	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
2	オリエンテーション(薬剤師会・受入施設等で守秘義務について)	2-1-2	P201	薬局アイテムの流通に係わる人達の仕事	1-1-3	P101	医薬品の情報収集 添付文書からの情報収集	2-2-3,4	P202	薬歴からの患者情報の把握	2-2-6	P204	医療従事者への情報提供	2-3-11	P209	薬歴からの患者情報の把握	2-2-6	P204	薬歴からの患者情報の把握	2-2-6	P204	安全性情報報告書作成	2-2-9	P207	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
3	薬局アイテムの医療の中での役割	1-1-1	P101	アイテムの管理	1-3-8	P104	処方内容からの患者情報の把握	2-2-5	P203	医師への報告書の作成	2-2-8	P206	処方せんの受付、医療人としての態度、話ができる工夫、服薬上の問題点の把握	3-2-7~10	P304	処方せんの受付、医療人としての態度、話ができる工夫、服薬上の問題点の把握	3-2-7~10	P304	医師等への報告書の作成	2-2-8	P206	医療スタッフとの連携、患者情報共有の重要性、情報の授受	2-3-12	P210	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
4	在庫管理	1-3-6	P104	毒劇物取扱説明、規制医薬品の取扱い説明と保管方法見学	1-4-9,10,11	P105	処方内容からの患者情報の把握	2-2-5	P203	医療従事者への情報提供	2-3-11	P209	薬歴からの処方内容の妥当性判断	3-3-13	P306	処方せんの受付、医療人としての態度、話ができる工夫、服薬上の問題点の把握	3-2-7~10	P304	医療従事者への情報提供	2-3-11	P209	調剤鑑査	3-5-33	P315	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
5	検収体験	1-3-7	P104	医薬品の情報収集 添付文書からの情報収集	2-2-3,4	P202	処方内容からの患者情報の把握	2-2-5	P203	医療スタッフとの連携、患者情報共有の重要性、情報の授受	2-3-12	P210	服薬指導の基礎 薬歴の意義・記載項目	3-6-35,36	P317	疑義照会の行い方	3-3-14	P307	処方せんの受付、医療人としての態度、話ができる工夫、服薬上の問題点の把握	3-2-7~10	P304	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
6	医薬品の情報収集 添付文書からの情報収集	2-2-3,4	P202	医薬品の情報収集 添付文書からの情報収集	2-2-3,4	P202	薬歴からの患者情報の把握	2-2-6	P204	処方せんの受付、医療人としての態度、話ができる工夫、服薬上の問題点の把握	3-2-7~10	P304	服薬指導の基礎 薬歴の意義・記載項目	3-6-35,36	P317	計数調剤	3-4-17~25	P310	疑義照会シミュレーション	3-3-15	P308	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
7	医薬品の情報収集 添付文書からの情報収集	2-2-3,4	P202	緊急安全性情報・DSU等について	2-2-7	P205	緊急安全性情報・DSU等について	2-2-7	P205	処方せんの確認 処方薬の妥当性	3-3-11,12	P305	自己注射の調剤・説明	3-6-40	P320	計量調剤(軟膏・水剤・散剤)	3-4-29,30	P313	調剤鑑査	3-5-33	P315	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
8	保険調剤の流れ	3-1-1	P301	安全性情報報告書作成	2-2-9	P207	患者への説明	2-3-10	P208	一酸化調剤	3-4-26,27	P311	自己注射の調剤・説明	3-6-40	P320	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	調剤鑑査	3-5-33	P315	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
9	薬局構造設備と保険薬局許可申請	3-1-2	P301	初回・再来患者情報収集内容の説明	3-2-6	P303	医療スタッフとの連携、患者情報共有の重要性、情報の授受	2-3-12	P210	粉碎による調剤	3-4-28	P312	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
10	処方せんの形式・記載事項	3-2-3	P302	処方せんの受付、医療人としての態度、話ができる工夫、服薬上の問題点の把握	3-2-7~10	P304	計数調剤	3-4-17~25	P310	計量調剤(軟膏・水剤・散剤)	3-4-29,30	P313	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
11	受付時の対応・注意事項 初回質問票	3-2-4,5	P302	処方せんの受付、医療人としての態度、話ができる工夫、服薬上の問題点の把握	3-2-7~10	P304	計数調剤	3-4-17~25	P310	計量調剤(軟膏・水剤・散剤)	3-4-29,30	P313	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
12	処方せんの確認	3-3-11	P305	薬歴からの処方内容の妥当性判断	3-3-13	P306	計量調剤(軟膏・水剤・散剤)	3-4-29,30	P313	服薬指導の基礎 薬歴の意義・記載項目	3-6-35,36	P317	調剤報酬請求レセプトの作成	3-10-55	P326	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
13	薬袋への記載事項	3-4-16	P309	計数調剤	3-4-17~25	P310	計量調剤(軟膏・水剤・散剤)	3-4-29,30	P313	説明が必要な薬剤の使用法	3-6-39	P319	調剤報酬請求レセプトの作成	3-10-55	P326	受診勧奨	4-1-4	P403	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	調剤報酬請求レセプトの作成	3-10-55	P326	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	総合実習	6-1-1	P601		
14	計数調剤	3-4-17~25	P310	計数調剤	3-4-17~25	P310	患者から収集する情報	3-6-34	P316	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	調剤過誤防止対策 工夫事例	3-11-60	P331	セルフ Medikেশン 対応	4-2-5	P404	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	調剤過誤事例への対応	3-11-61,62	P332	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
15	計数調剤	3-4-17~25	P310	計数調剤	3-4-17~25	P310	服薬指導の基礎 薬歴の意義・記載項目	3-6-35,36	P317	服薬指導(見学・ロールプレイ)	3-7-41~44	P321	健康管理アドバイス	4-1-3	P402	顧客モニタリング	4-2-6	P405	服薬指導(実践)	3-8-45~49	P322	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	調剤報酬請求レセプトの作成	3-10-55	P326	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
16	計数調剤	3-4-17~25	P310	計数調剤	3-4-17~25	P310	薬歴の保管	3-6-37	P317	調剤報酬請求レセプトの作成	3-10-55	P326	セルフ Medikেশン 対応	4-2-5	P404	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	受診勧奨	4-1-4	P403	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
17	調剤録について	3-9-50,51,52	P323	毒薬・劇薬・麻薬・向精神薬・抗がん剤の取扱い	3-4-31,32	P314	小児・妊婦・高齢者への服薬指導	3-6-38	P318	調剤報酬の仕組み	3-10-56	P327	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	セルフ Medikেশン 対応	4-2-5	P404	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
18	調剤後の処方せんへの記入事項 処方せんの保管	3-9-53,54	P324, 325	調剤過誤防止対策 類似医薬品	3-11-58	P329	説明が必要な薬剤の使用法	3-6-39	P319	健康管理アドバイス	4-1-3	P402	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	顧客モニタリング	4-2-6	P405	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
19	調剤報酬の仕組み	3-10-56	P327	調剤過誤防止対策 リスクの高い医薬品	3-11-59	P330	セルフ Medikেশン 対応	4-2-5	P404	セルフ Medikেশン 対応	4-2-5	P404	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	セルフ Medikेशン 対応	4-2-5	P404	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
20	医療事故・調剤過誤	3-11-57	P328	かかりつけ薬剤師の役割・患者と接する	4-1-1,2	P401	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
21	調剤過誤防止対策 類似医薬品	3-11-58	P329	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
22	インシデントレポート について	3-11-63	P333	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	健康被害問題	5-4-15	P514	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
23	かかりつけ薬剤師の役割・患者と接する	4-1-1,2	P401	日用品へのかかわり	5-4-11,12	P511	消毒の概念	5-4-14	P513	誤飲・誤食・食中毒へのアドバイス	5-4-13	P512	地域対応実習	5-5-16~19	P515	地域対応実習	5-5-16~19	P515	地域対応実習	5-5-16~19	P515	地域対応実習	5-5-16~19	P515	地域対応実習	5-5-16~19	P515	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	総合実習	6-1-1	P601		
24	カウンター実習	4-3-7~14	P406・407	状況に応じ、支部等も関与し日程調整のうえ進める到達目標(別表)																								総合実習	6-1-1	P601	薬剤師の貢献 QOLの改善	6-1-2,3	P602		
25	状況に応じ、支部等も関与し日程調整のうえ進める到達目標(別表)																													総合実習	6-1-1	P601	薬剤師の貢献 QOLの改善	6-1-2,3	P602

※【P406】【P407】は、合計で50コマとなっている。(詳細は「実務実習モデル・コアカリキュラム」方略部分を参照のこと)
 ※【P515】は、5-5-16~19のうち1つを選択(詳細は「実務実習モデル・コアカリキュラム」方略部分を参照のこと)

状況に応じ支部等も関与し日程調整のうえ進める主な到達目標

コマ	項目	SBO	LS
1	薬局製剤概説	1-2-4	P102
2	薬局製剤の調製	1-2-5	P103
3	薬局製剤の調製	1-2-5	P103
4	在宅の説明 話し合い	5-1-1	P501
5	在宅(できれば訪問)	5-1-1~3	P501
6	在宅(できれば訪問)	5-1-1~3	P502
7	医療関係職種との連携 病院薬剤師との連携	5-2-4	P503
8	夜間薬局見学	5-2-5	P504
9	居宅介護関連	5-2-6	P505
10	居宅介護関連	5-2-6	P505
11	災害時の役割	5-3-7	P506
12	災害時の役割	5-3-7	P507
13	災害時の役割	5-3-7	P507
14	学校薬剤師業務	5-4-8	P508
15	学校薬剤師業務	5-4-8	P508
16	医薬品の適正使用	5-4-9	P509
17	医薬品の適正使用	5-4-9	P509
18	薬物乱用防止活動	5-4-10	P510

「実務実習モデル・コアカリキュラム」薬局実習部分 色分け

(1) 薬局アイテムと管理	
(2) 情報のアクセスと活用	
(3) 薬局調剤を実践する	
(4) 薬局カウンターで学ぶ	
(5) 地域で活躍する薬剤師	
(6) 薬局業務を総合的に学ぶ	

1－1．薬局実習スケジュール例

②愛知県薬剤師会作成スケジュール

“実務実習指導・管理システム” (Fuji Zerox) 掲載

2010年3月版

第1週

第1週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
1日目 5月10日(月)	薬局アイテムの流れ 	保険調剤業務の全体の流れ 	薬剤師の心構え 	患者、顧客との接遇 	処方せんの受付
2日目 5月11日(火)	処方せんの受付 	計数・計量調剤 	薬剤師の心構え 	情報の入手 	処方せんの審査
3日目 5月12日(水)	計数・計量調剤 	計数・計量調剤 	保険調剤業務の全体の流れ 	情報の入手 	薬局アイテムの管理と保存
4日目 5月13日(木)	薬局アイテムの管理と保存 	カウンター実習 	調剤録と処方せんの保管・管理 	調剤報酬 	安全対策
5日目 5月14日(金)	計数・計量調剤 	調剤録と処方せんの保管・管理 	安全対策 	安全対策 	在宅医療

第2週

第2週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
8日目 5月17日(月)	処方せんの受付 	計数・計量調剤 	薬局アイテムの流れ 	薬局アイテムの流れ 	計数・計量調剤
9日目 5月18日(火)	処方せんの受付 	計数・計量調剤 	特別な配慮を要する医薬品 	情報の入手 	処方せんの審査と疑義照会
10日目 5月19日(水)	処方せんの受付 	計数・計量調剤 	情報の入手 	情報の入手と加工 	情報の入手と加工
11日目 5月20日(木)	安全対策 	カウンター実習 	薬局アイテムの管理と保存 	安全対策 	計数・計量調剤
12日目 5月21日(金)	地域医療・地域福祉 	地域医療・地域福祉 	患者、顧客との接遇 	地域保健 	カウンター実習

第3週

第3週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
15日 5月24日(月)	薬局アイテムの管理と保存 	計数・計量調剤 	情報の入手 	情報の入手と加工 	情報の入手と加工
16日 5月25日(火)	計数・計量調剤 	計数・計量調剤 	地域保健 	情報の入手と加工 	情報の入手と加工
17日 5月26日(水)	服薬指導の基礎 	服薬指導の基礎 	情報の入手と加工 	薬局製剤 	在宅医療
18日 5月27日(木)	服薬指導の基礎 	服薬指導の基礎 	カウンター実習 	カウンター実習 	カウンター実習
19日 5月28日(金)	服薬指導の基礎 	計数・計量調剤 	情報の提供 	情報の提供 	一般用医薬品・医療機器・健康食品

第4週

第4週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
22日 5月31日(月)	処方せんの受付 	処方せんの審査 	情報の入手と加工 	情報の入手と加工 	計数・計量調剤
23日 6月1日(火)	計数・計量調剤 	計数・計量調剤 	情報の入手と加工 	情報の提供 	計数・計量調剤
24日 6月2日(水)	服薬指導の基礎 	服薬指導入門実習 	情報の提供 	在宅医療 	調剤報酬
25日 6月3日(木)	服薬指導の基礎 	服薬指導入門実習 	地域保健 	地域医療・地域福祉 	調剤報酬
26日 6月4日(金)	カウンター実習 	カウンター実習 	カウンター実習 	患者、顧客との接遇 	一般用医薬品・医療機器・健康食品

第5週

第5週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
29日目 6月7日(月)	処方せんの受付 詳細	処方せんの審査と疑義照会 詳細	情報の提供 詳細	急者、顧客との接遇 詳細	安全対策 詳細
30日目 6月8日(火)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	情報の提供 詳細	地域保健 詳細	服薬指導の基礎 詳細
31日目 6月9日(水)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	薬局製剤 詳細	薬局製剤 詳細	地域医療・地域福祉 詳細
32日目 6月10日(木)	服薬指導の基礎 詳細	服薬指導入門実習 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	調剤報酬 詳細	調剤報酬 詳細
33日目 6月11日(金)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細

第6週

第6週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
36日目 6月14日(月)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細	計数・計量調剤 詳細
37日目 6月15日(火)	処方せんの受付 詳細	処方せんの審査と疑義照会 詳細	急者、顧客との接遇 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	服薬指導入門実習 詳細
38日目 6月16日(水)	服薬指導入門実習 詳細	服薬指導入門実習 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細	災害時医療と薬剤師 詳細
39日目 6月17日(木)	服薬指導入門実習 詳細	服薬指導入門実習 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
40日目 6月18日(金)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細

第7週

第7週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
43日目 6月21日(月)	処方せんの受付 詳細	計数・計量調剤の鑑査 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の入手と加工 詳細	服薬指導入門実習 詳細
44日目 6月22日(火)	服薬指導入門実習 詳細	計数・計量調剤の鑑査 詳細	処方せんの鑑査と疑義照会 詳細	災害時医療と薬剤師 詳細	災害時医療と薬剤師 詳細
45日目 6月23日(水)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	地域保健 詳細	患者、顧客との接遇 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細
46日目 6月24日(木)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	一般用医薬品・医療機器・健康食品 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
47日目 6月25日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の提供 詳細	服薬指導実践実習 詳細

第8週

第8週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
50日目 6月28日(月)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	情報の入手と加工 詳細	情報の提供 詳細	計数・計量調剤の鑑査 詳細
51日目 6月29日(火)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	情報の入手と加工 詳細	安全対策 詳細	調剤報酬 詳細
52日目 6月30日(水)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細
53日目 7月1日(木)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
54日目 7月2日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細

第9週

第9週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
57日目 7月5日(月)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	カウンター実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
58日目 7月6日(火)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	カウンター実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
59日目 7月7日(水)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細	地域保健 詳細
60日目 7月8日(木)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
61日目 7月9日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	調剤報酬 詳細

第10週

第10週	AM1	AM2	PM1	PM2	PM3
64日目 7月12日(月)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
65日目 7月13日(火)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
66日目 7月14日(水)	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細	カウンター実習 詳細
67日目 7月15日(木)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細
68日目 7月16日(金)	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	服薬指導実践実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細

第 1 1 週

第 11 週

AM1

AM2

PM1

PM2

PM3

71日目 7月19日(月)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
72日目 7月20日(火)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
73日目 7月21日(水)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
74日目 7月22日(木)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細
75日目 7月23日(金)	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細	総合実習 詳細

参考資料

1. 薬局実習に関する資料

1-2. 実務実習モデル・コアカリキュラム SBO 別評価表

岡山県薬剤師会会営薬局

SBO 別評価表(平成 19 年度版)の取り扱いについて

本評価表は、平成 18 年 11 月に日本薬学会薬学教育改革大学人会議の実務実習指導システム作り委員会が作成した「評価の手引き(案)」および「基盤をなす評価の詳細(案)」が公表されたのを機に、具体的な評価方法を検証するため、平成 19 年度の学生実習受け入れにあわせて作成したものです。平成 19 年度就実大学4年生の4週間実習において実際に実習評価を試みました。その成果は、久保和子 et al., 「実務実習モデル・コアカリキュラム評価案に基づく評価ツールの作成と実習評価への応用－(社)岡山県薬剤師会会営薬局の取り組み－」, 医療薬学 Vol.35, No.2, 79-88(2009)に論文として掲載されています。

本評価ツールは平成 19 年の作成時における各種法令、医薬品情報等に基づき作成していますので、その後の改正には準拠していません。そのまま使用できるツールではありませんので、ご注意ください。なお、調剤報酬算定演習問題は平成 20 年4月改定を反映して更新しています。

平成22年3月

(社)岡山県薬剤師会

問合せ先:(社)岡山県薬剤師会 担当:小田

Tel 086-222-5424

Fax 086-225-2645

E-mail oda@opa.or.jp

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
101	①薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割について説明できる。	客観試験	実習中	/	
	②薬局で取り扱うアイテムの保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割を説明できる。	客観試験	実習中	/	

- ① 薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割について、筆記試験（別紙）を行う。
- ② 薬局で取り扱うアイテムの保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割について、筆記試験（別紙）を行う。

チェックテスト P101 薬局アイテム

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 薬局アイテムを主な分類で7つ以上挙げてください。

会営薬局で取り扱っている具体的なアイテムの例も記入してみましょう。

薬局アイテムの分類	具定例
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

2. 薬局で取り扱うアイテムが医療の中で果たす役割は、どんなことですか？知っていることや考えたことを自由に書いてください。

3. 薬局で取り扱うアイテムが保健・衛生、生活の質の向上に果たす役割はどんなことですか？
具体例を挙げて説明してください。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
101	③薬局アイテムの流通機構に係わる人達の仕事を見学し、薬剤師業務と関連づけて説明できる。【知識】	口頭試験	実習期間	/	

薬局アイテムの流通機構に係る人達の仕事内容について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

- 医薬品卸売販売担当者 (MS : marketing specialist)
- 医薬情報担当者 (MR : medical representative)
- 産業廃棄物の回収業者
- 近隣保険薬局の薬剤師・・・医療用医薬品の分割販売のため
- その他

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
102	代表的な薬局製剤・漢方製剤について概説できる。	論述試験	102 終了時	/	

薬局製剤の製造・販売に係る法規や制度について、筆記試験（別紙）を行う。

チェックテスト P102 薬局製剤

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 薬局製造販売医薬品（薬局製剤）について、以下の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

薬局製剤とは、【 】が当該薬局における【 】及び【 】をもって製造し、当該薬局において直接消費者に【 】し、又は【 】する医薬品のことである。

平成 18 年 5 月 10 日現在、承認を要する 384 品目及び承認不要の 9 品目と併せて【 】品目が指定されています。

2. 薬局製剤を製造・販売するために必要な許可を 2 つ挙げてください。

3. 薬局製剤の製造販売にあたって義務付けられている代表的事項を 4 つ挙げてください。

4. 薬局製剤の意義について、簡単に述べてください。

チェックテスト P102 薬局製剤 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 薬局製造販売医薬品（薬局製剤）について、以下の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

薬局製剤とは、【 薬局開設者 】が当該薬局における【 設備 】及び【 器具 】をもって製造し、当該薬局において直接消費者に【 販売 】し、又は【 授与 】する医薬品のことである。

平成 18 年 5 月 10 日現在、承認を要する 384 品目及び承認不要の 9 品目と併せて【 393 】品目が指定されています。

2. 薬局製剤を製造・販売するために必要な許可を 2 つ挙げてください。

- 薬局製剤製造販売業許可（薬事法第 12 条）
- 薬局製剤製造業許可（薬事法第 13 条）

* 製造販売承認についても参考に説明

3. 薬局製剤の製造販売にあたって義務付けられている代表的事項を 4 つ挙げてください。

- 表示：直接の容器への記載事項（薬事法第 50 条）
- 添付文書の作成（薬事法第 52 条）・・・薬局製剤業務指針を参考にする
- 封（薬事法第 58 条）
- 製造・試験等に関する記録を作成し、3 年間保管（薬事法施行規則第 90 条）

4. 薬局製剤の意義について、簡単に述べてください。

- ・薬局製剤は、薬局でのみ製造し販売することができる医薬品であり、薬剤師からの勧めによって購入することが多いので、消費者には薬剤師から薬の情報を得たという実感が強く残る。
- ・薬局製剤は、原料医薬品の取揃えから製造・試験検査・販売、そして販売後の使用状況まで薬剤師が関与することができ、薬剤師の知識や技能のすべてが発揮される製剤である。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
103	代表的な薬局製剤・漢方製剤を調製できる。(技能)	実地・ レポート	103 実習中	/	

薬局製剤の製造を実際に体験し、手順などをレポートにまとめる。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
104	①医薬品の適正在庫とその意義を説明できる。【知識】	口頭試験	104 学習中	/	
	②納入医薬品の検収を体験し、そのチェック項目（使用期限、ロットなど）を列挙できる。【知識】	口頭試験	104 学習中	/	
	③薬局におけるアイテムの管理、配列の概要を把握し、実務を体験する。(知識・技能)	実地試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
①医薬品の適正在庫とその意義を説明できましたか？				
1. 医薬品の在庫について、薬局の責任や、適正在庫の考え方を説明できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 在庫のない医薬品が処方されていた場合など緊急時の医薬品の調達手段が説明できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
②納入医薬品の検収を体験し、そのチェック項目（使用期限、ロットなど）を列挙できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
③薬局におけるアイテムの管理、配列の概要を把握し、実務を体験することができましたか？				
1. 温度・光・湿度等の条件に留意した管理方法ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 先入れ先出しが守れた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 使用期限切れがないか確認できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
105	① 麻薬、向精神薬などの規制医薬品の取扱いについて説明できる。【知識】	口頭試験 客観試験	105 終了時	/	
	② 毒物・劇物の取り扱いについて説明できる。【知識】	客観試験	105 終了時	/	
	③ 法的な管理が義務付けられている医薬品（麻薬、向精神薬、劇薬、毒薬、特定生物由来製剤など）を挙げ、その保管方法を見学し、その意義について考察する。(態度)	レポート (日誌へ記載)	105 終了時	/	

①②説明用資料を用いた筆記試験（別紙）で行う。

項目	正答数／問題数	評価日	評価者
<input type="checkbox"/> 麻薬	/15	/	
<input type="checkbox"/> 向精神薬	/10	/	
<input type="checkbox"/> 毒薬・劇薬	/7	/	
<input type="checkbox"/> 覚せい剤原料	/10	/	
<input type="checkbox"/> 特定生物由来製品	/15	/	
<input type="checkbox"/> 毒物・劇物	/5	/	

③ 法的な管理が義務付けられている医薬品（麻薬、向精神薬、劇薬、毒薬、特定生物由来製剤など）を挙げ、その保管方法を見学し、その意義について考察したことを、日誌へ記載できたかどうかでチェック。

記載できた 記載できなかった

チェックテスト P105①麻薬

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.4

保険薬局での業務に関係する部分を中心にまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

◆麻薬

- 麻薬は薬事法の規制に加えて【 】によって規制されています。
- 免許 [法第3条]; 保険薬局で麻薬を取り扱うには、【 】による麻薬小売業者の免許が必要です。麻薬小売業者の免許については、薬事法の規定により薬局開設の許可を受けているものでなければ、免許を受けることができません。(実際の免許申請は所轄保健所に提出)
- 免許の有効期間 [法第5条]; 麻薬小売業者の免許の有効期間は、免許を受けた日から翌年の【 】までとなり、引き続き業務を行うためには、隔年ごとに新たな免許を受ける必要があります。
- 免許証の記載事項変更届 [法第9条]; 免許証の記載事項に変更を生じたときには、【 】以内に、麻薬小売業者にあては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければなりません。(実際は、①住所、氏名②薬局の名称に変更があった場合、所轄保健所に提出し、免許証の書替え交付を受ける。)
- 譲渡・譲受 [法第26条、第24条、第25条];
【 】でなければ、麻薬を譲り受けることはできません。麻薬を麻薬卸売業者から購入する場合は、同一都道府県内の麻薬卸売業者に限定されており、麻薬【 】と麻薬【 】の交換が必要です。譲渡証は、【 】が義務付けられています。麻薬は返品や薬局間での譲渡・譲受はできません。
保険薬局(麻薬小売業者の免許を受けている場合に限る)での麻薬の譲渡は、麻薬施用者が交付した麻薬処方せんによらなければいけません。麻薬処方せんには、患者の住所と麻薬施用者免許番号の記載も必要です。[法第27条]
- 帳簿 [法第38条]; 麻薬小売業者は、麻薬業務所(薬局)に【 】を備え、麻薬を購入(譲受)したり、処方せんにより調剤(譲渡)した場合のほか、事故により届け出た麻薬、廃棄した麻薬について、受払いの記載(麻薬受払簿への記帳)をしなければなりません。帳簿の保存期間は【 】、麻薬処方せんの保存期間は3年間(病院とは異なるので注意)です。
- 保管 [法第34条]; 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。麻薬以外の医薬品(【 】を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならないとなっています。よって、住居内ではなく、薬局内にある麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)で施錠設備のあるものをいいます。
- 廃棄 [法第29条];
『麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について【 】に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。』

*実際は以下のように行われる。

1) 陳旧麻薬等の廃棄

古くなったり、変質、破損等により使用しなくなった麻薬又は調剤ミスにより使用できなくなった麻薬を廃棄しようとする場合は、あらかじめ【 】を都道府県知事に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄予定の麻薬は、廃棄まで厳重に保管する。廃棄は、届出書が受理された後、所轄保健所係員立会いのもと行い、廃棄後に係員が麻薬帳簿に記名押印する。

2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄 [法第 35 条第 2 項]

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者死亡等により譲り受けた場合は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、もしくは管理薬剤師が、薬局の他の職員立会いのもとに回収困難な方法で廃棄し、廃棄後【 】に「調剤済麻薬廃棄届」を、都道府県知事に提出する。麻薬帳簿には廃棄の立会い者が署名する。また、30 日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて1つの届出書で提出することもできる。

○麻薬年間届 [法第 47 条]：麻薬小売業者は、毎年【 】までに麻薬年間届を都道府県知事に届け出なければなりません。（実際は以下の項目について、所轄保健所に提出する。）

- ①前年の 10 月 1 日に、所有していた麻薬の品名、数量。
- ②前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に譲り受けた麻薬、及び譲り渡した麻薬の品名、数量。
- ③その年の 9 月 30 日に、所有していた麻薬の品名、数量。

* 自家予製剤の倍散、例えば塩酸モルヒネ 10 倍散は、原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載する。

参考資料：

- ・薬事衛生六法 2005 薬事日報社
- ・薬局における麻薬管理マニュアル 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 (H18.12)

チェックテスト P105①向精神薬

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.4

保険薬局での業務に必要な部分を中心にまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

◆向精神薬

○向精神薬は薬事法の規制に加えて、【 】の規制をうけます。

○免許 [法第 50 条、第 50 条の 2、第 50 条の 26] ;

向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許は【 】が行い、免許の有効期間は免許の日から【 】です。薬事法の規定による薬局開設者は別段の申し出をしない限り、向精神薬卸売業者及び【 】の免許を受けたものとみなされます。また、薬事法の規定による一般販売業の許可を受けたものは別段の申し出をしない限り、向精神薬卸売業者の免許を受けたものとみなされます。(向精神薬輸入業者、輸出業者、製造製剤業者、使用者の免許は厚生労働大臣が行い、免許の有効期間は免許の日から 5 年)

○記録 [法第 50 条の 23] :

向精神薬は、その乱用のおそれ及び有害作用の程度により第 1 種から第 3 種までの 3 種類に分けられています。このうち【 】(麻薬及び向精神薬取締法施行令第 3 条、第 4 条参照)は、譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、向精神薬の【 】、【 】、年月日、譲り受け又は譲り渡しの相手方の氏名、名称、住所を記録し、記録の日から【 】保存することが義務付けられています。処方せんにより調剤したものと、第 3 種は記録不要です。

○保管 [麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 40 条] ;

『向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を薬局内で保管しなければならない。保管は、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、【 】設備内で行わなければならない。』

よって、薬剤師が不在となる閉局時は、調剤室に施錠する等必要な措置を講じる。

○事故の届出 [法第 50 条の 22、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 41 条] ;

向精神薬が盗難にあった場合は、警察署に届けるとともに、都道府県知事に届け出る。また、一定の数量以上(下表)の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに都道府県知事に届け出る。

(実際は所轄の保健所向精神薬事故届を届け出る)

末、散剤、顆粒剤	100 g 又は 100 包
錠剤、カプセル剤、坐剤	【 】個
注射剤	10 アンプル又は 10 バイアル
内用液剤	10 容器

○輸入・輸出 [法第 50 条の 8、第 50 条の 11、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 27 条、第 30 条]；

向精神薬は原則として輸出や輸入はできませんが、【 】の目的である場合、別表第 1 に掲げる向精神薬であって、その成分の分量が同表に掲げる分量以下であるもの（注射を除く）を携帯して出国又は入国することができます。また、分量を超える場合や注射薬であっても、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類を所持すれば携帯して出入国できます。国によって携帯できる成分が違うので注意が必要です。

* 向精神薬は投与期間に上限が設けられている医薬品に該当するので、それぞれ何日まで処方可能かをよく注意して調剤する必要があります。

チェックテスト P105 ①毒薬・劇薬

氏名

実施日

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 以下の表は、毒薬・劇薬と毒物・劇物の取り扱い上のポイントを対比させたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

	毒薬・劇薬	毒物・劇物
取扱免許	薬局	毒物劇物一般販売業
毒薬と毒物の表示	【 】白字で、品名、「毒」の文字	「医薬用外」の文字、赤地に白色で「毒物」の文字
劇薬と劇物の表示	白地に【 】で、品名、「劇」の文字	「医薬用外」の文字、白地に赤色で「劇物」の文字
開封販売	薬局は、可	特に制限は、ない
譲渡手続	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の交付を受ける	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の提出を受ける
譲渡文書の記載事項	品名、数量、【 】、譲渡年月日、譲受人の氏名、職業、住所、署名、または記名押印	名称、数量、販売年月日、譲受人の氏名、職業、住所、署名(または記名)押印
譲渡文書の保存	譲渡の日から、【 】	譲渡の日から、5年間
交付の制限	【 】未満 安全な取扱いに不安のある者	18歳未満 精神病または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
貯蔵及び陳列	他の物と区別し、「【 】薬」には施錠	他の物と区別し、 <u>施錠設備を設置、貯蔵、陳列の場所に「医薬用外」、「毒物」または「劇物」の表示</u>

参考: 三輪亮寿著「薬事法関係法規」

2. 毒薬及び劇薬の取扱いを規制している法律は何ですか？

【 】

チェックテスト P105 ①覚せい剤原料

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

保険薬局での業務に関係する部分を中心にまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

◆覚せい剤原料

○覚せい剤原料の取り扱いは、【 】で規制されています。

○指定 [法第 30 条の 2] ;

覚せい剤原料は、指定を受けた者以外から譲り受けることはできないので、薬局間であっても【 】の指定を受けなければ、覚せい剤原料の譲渡・譲受を行うことはできません。(譲り渡す側が指定を受けていれば、譲り受ける側には指定なしでよい)

会営薬局では、分譲(分割販売、小分け)を他の薬局に行っているため、そのために「覚せい剤原料取扱者」の指定を受けています。指定は【 】が行い、有効期間は指定日から【 】後の 12 月末日です。最長 5 年ということになります。

○所持 [法第 30 条の 7] ; 薬局では、次の 2 つの条件を満たす場合に限り、覚せい剤取締法で規定されている覚せい剤原料を所持することができます。①調剤のために使用するものであること。②医薬品である覚せい剤原料であること。会営薬局では、塩酸セレギリン錠、商品名【 】がパーキンソン病の治療目的で調剤されています。

○譲渡・譲受 [第 30 条の 9、第 30 条の 10] ;

処方せんにより調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡す場合を除き、覚せい剤原料の譲渡・譲受には、麻薬と同じように、【 】と【 】の交換が必要です。譲渡証・譲受証は【 】間の保存が義務付けられています。

○保管 [法第 30 条の 12] ; 薬局開設者は薬局内の【 】において行わなければなりません。ただし、麻薬金庫への保管はできません。

○廃棄 [法第 30 条の 13] ; 古くなった覚せい剤原料や調剤ミスなどで使えなくなった覚せい剤原料を廃棄する場合は、事前に【 】を都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いのもとに廃棄することが必要です。患者さんに調剤したが、死亡などで家族が薬局に持ち込んだ場合は、届出は不要です。(麻薬の場合との違いを理解しましょう)

○事故の届出 [法第 30 条の 14] ; 覚せい剤原料を喪失、盗難、又はその所在が不明となったときは、すみやかにその覚せい剤原料の品名および数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項(「覚せい剤原料事故届」)を都道府県知事に届け出なければなりません。

(覚せい剤輸入業者など、都道府県知事経由で厚生労働大臣に届出が必要な場合もある)

○帳簿 [法第 30 条の 17] ; 処方せんの調剤を行うために覚せい剤原料を所持する場合、法令による記帳義務はありませんが、覚せい剤原料取り扱い者の指定を受けて所持する場合は、薬局内に帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければなりません。

①譲り渡し、譲り受け、又は業務のため使用した覚せい剤原料の品名、数量、その年月日。

②第 30 条の 14 (事故の届出) の規定により届出をした覚せい剤原料の品名、数量、その年月日。

帳簿は、最終の記入をした日から 2 年間保存しなければなりません。

チェックテスト P105①特定生物由来製品

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 特定生物由来製品の定義について、【 】にあてはまる言葉を記入してください。
特定生物由来製品とは、【 】のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の【 】又は【 】を防止するための措置を講ずることが必要なものであって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
2. 特定生物由来製品の取り扱いに際し、薬事法の規定により医療機関・薬局が行わなければならないことを3つあげてください。
3. 特定生物由来製品を使用した（薬局で患者に渡した）場合、記録する情報の内容と保存期間を記載してください。
記録事項：

保存期間：
4. 薬事法施行規則第231条、第233条により、特定生物由来製品の表示として、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない事項について、次の【 】にあてはまる言葉を記入してください。
法第68条の3第2号の厚生労働省令で定める表示は、白地に【 】,【 】をもって記載する【 】の文字とする。
法第68条の3第4号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人々の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が【 】の国名及び献血又は【 】の別とする。

チェックテスト P105①特定生物由来製品 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 特定生物由来製品の定義について、【 】にあてはまる言葉を記入してください。

特定生物由来製品とは、【 生物由来製品 】のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の【 危害の発生 】又は【 拡大 】を防止するための措置を講ずることが必要なものであって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

2. 特定生物由来製品の取り扱いに際し、薬事法の規定により医療機関・薬局が行わなければならないことを3つあげてください。

○患者への適切な説明・・・有効性および安全性その他特定生物由来製品の適正な使用のために必要な事項について、使用の対象者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。[薬事法第68条の7]

○使用の記録・保存[薬事法第68条の9、薬事法施行規則第241条]

○感染症情報等の厚生労働大臣への報告[薬事法第77条4の2]

3. 特定生物由来製品を使用した（薬局で患者に渡した）場合、記録する情報の内容と保存期間を記載してください。[薬事法第68条の9、薬事法施行規則第238条、薬事法施行規則第241条]

記録事項：○使用の対象者の氏名及び住所

○特定生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号

○使用の対象者に使用した年月日

保存期間：少なくとも20年間

4. 薬事法施行規則第231条、第233条により、特定生物由来製品の表示として、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない事項について、次の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

法第68条の3第2号の厚生労働省令で定める表示は、白地に【 黒枠 】、【 黒字 】をもって記載する【 「特生物」 】の文字とする。

法第68条の3第4号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人々の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が【 採取された国 】の国名及び献血又は【 非献血 】の別とする。

チェックテスト P105②毒物・劇物

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.4

以下の表は、毒薬・劇薬と毒物・劇物の取り扱い上のポイントを対比させたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

	毒薬・劇薬	毒物・劇物
取扱免許	薬局	【 】
毒薬と毒物の表示	黒地に白わく白字で、品名、「毒」の文字	「医薬用外」の文字、赤地に白色で【 】の文字
劇薬と劇物の表示	白地に赤わく赤字で、品名、「劇」の文字	「医薬用外」の文字、白地に赤色で「劇物」の文字
開封販売	薬局は、可	特に制限は、ない
譲渡手続	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の交付を受ける	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の提出を受ける
譲渡文書の記載事項	品名、数量、 <u>使用目的</u> 、譲渡年月日、譲受人の氏名、職業、住所、 <u>署名</u> 、または <u>記名押印</u>	名称、数量、販売年月日、譲受人の氏名、職業、住所、 <u>署名</u> (または <u>記名</u>) <u>押印</u>
譲渡文書の保存	譲渡の日から、 <u>2年間</u>	譲渡の日から、【 】
交付の制限	<u>14歳未満</u> 安全な取扱に不安のある者	【 】 <u>未満</u> 精神病または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
貯蔵及び陳列	他の物と区別し、「 <u>毒薬</u> 」には <u>施錠</u>	他の物と区別し、 <u>施錠設備</u> を設置、貯蔵、陳列の場所に【 】、「 <u>毒物</u> 」または「 <u>劇物</u> 」の表示

参考:三輪亮寿著「薬事法関係法規」

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
201	①医療の担い手が守るべき倫理規範を遵守する。(態度)	観察記録	実習期間		
	②職務上知り得た情報について守秘義務を守る。(態度)	観察記録	実習期間		

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
薬剤師綱領・薬剤師倫理規定を声に出して読むことができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
薬剤師綱領・薬剤師倫理規定の精神を理解し、実践できるようになりましたか？				
1. 薬剤師の任務が調剤・医薬品の供給・その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものであることが理解できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 良心と愛情を持って職能を発揮できるように努めることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 薬事関連法規を理解し、遵守することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 積極的に自己研鑽に努めることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 患者の利益のため最善をつくすことができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. 実習中に知り得た患者等の秘密を守ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
7. 品位と信用を損なう行為、信義にもとる行為をしなかった。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
刑法第 134 条および個人情報保護法を理解することにより、薬剤師に求められる守秘義務を守ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
202	①医薬品の基本的な情報源（厚生労働省、日本製薬工業協会、製薬企業、日本薬剤師会、卸など）の種類と特徴を正しく理解し、適切に選択できる。（知識・技能）	客観試験 実地試験 観察記録	実習期間	/	
	②基本的な医薬品情報（警告、禁忌、効能、副作用、相互作用など）を収集できる。（技能）	実地試験 観察記録	実習期間	/	

①-1. 繁用される情報源の種類と特徴についての理解を、客観試験（別紙）により評価する。

①-2. および②

実習期間を通して、添付文書やその他の情報源の中から欲しい情報を適切に収集できているか指導薬剤師の観察およびP206のレポート作成などにより評価する。

[評価方法] 新薬説明会に参加し、製薬企業による医薬品の情報源の種類と特徴を学び、MRの説明を聞くことで基本的な医薬品情報の収集を体験してもらい、P206のレポート作成で評価を行う。

チェックテスト P202 ①医薬品の情報源

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 以下に示す表は、医薬品の繁用される情報源の種類と特徴をまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

情報源の種類	特徴
医療用医薬品 【 】	○薬事法第 52 条で定められた、医師・歯科医師・薬剤師を対象に、患者の安全を確保し医薬品の適正使用を図るための情報を提供する目的で、製薬企業が作成し、医薬品に添付される文書のことであり、医療従事者が医薬品を使用する際の基本的で根源的な情報源である。 ○紙面の量的限界や記載禁止事項（薬事法第 54 条）などから、臨床では必要な情報でも記載できないものもある。例：適応外使用や外国での用法・用量など。
医薬品インタビューフォーム（IF）	○添付文書などの情報を【 】し、薬剤師などの医療従事者にとって日常業務に必要な医薬品の適正使用に必要な情報、あるいは薬剤情報提供の裏づけとなる情報などが集約された総合的な【 】として【 】が記載要領を策定し、薬剤師などのために該当する医薬品の製薬企業に作成および提供を依頼している学術資料として位置づけられている。 ○IF は製薬企業が任意で作成しているものであり、法律で定められた公的文書ではない。
医薬品製品情報概要	○医薬品の普及と適正使用の推進を目的として、製薬企業が個々の医薬品の【 】をまとめた資料である。
新医薬品の 【 】	○新しい医薬品の安全性情報を提供するために、“使用上の注意”の背景と内容についてわかりやすく解説した資料である。
【 】 (DSU : Drug Safety Update)	○DSU は日本製薬団体連合会が添付文書の使用上の注意などに関する最新の改定内容を迅速に伝達するため、【 】監修のもとに作成し、各医療機関に郵送している。 ○改定内容の重要度による分類がされている。

2. 上記表に示した情報源以外に、インターネットや書籍なども実際の医療現場で利用されています。信頼される情報源として実習中に利用したことのあるものなど、3つ以上挙げてください。

チェックテスト P202 ①医薬品の情報源 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 以下に示す表は、医薬品の繁用される情報源の種類と特徴をまとめたものです。

【 】にあてはまる言葉を記入してください。

情報源の種類	特徴
医療用医薬品 【添付文書】	○薬事法第 52 条で定められた、医師・歯科医師・薬剤師を対象に、患者の安全を確保し医薬品の適正使用を図るための情報を提供する目的で、製薬企業が作成し、医薬品に添付される文書のことであり、医療従事者が医薬品を使用する際の基本的で根源的な情報源である。 ○紙面の量的限界や記載禁止事項（薬事法第 54 条）などから、臨床では必要な情報でも記載できないものもある。例：適応外使用や外国での用法・用量など。
医薬品インタビューフォーム (IF)	○添付文書などの情報を【補完】し、薬剤師などの医療従事者にとって日常業務に必要な医薬品の適正使用に必要な情報、あるいは薬剤情報提供の裏づけとなる情報などが集約された総合的な【医薬品解説書】として【日本病院薬剤師会】が記載要領を策定し、薬剤師などのために該当する医薬品の製薬企業に作成および提供を依頼している学術資料として位置づけられている。 ○IF は製薬企業が任意で作成しているものであり、法律で定められた公的文書ではない。
医薬品製品情報概要	○医薬品の普及と適正使用の推進を目的として、製薬企業が個々の医薬品の【概略情報】をまとめた資料である。
新医薬品の【“使用上の注意”の解説】	○新しい医薬品の安全性情報を提供するために、“使用上の注意”の背景と内容についてわかりやすく解説した資料である。
【医薬品安全対策情報】 (DSU : Drug Safety Update)	○DSU は日本製薬団体連合会が添付文書の使用上の注意などに関する最新の改定内容を迅速に伝達するため、【厚生労働省医薬食品局】監修のもとに作成し、各医療機関に郵送している。 ○改定内容の重要度による分類がされている。

2. 上記表に示した情報源以外に、インターネットや書籍なども実際の医療現場で利用されています。信頼される情報源として実習中に利用したことのあるものなど、3つ以上挙げてください。

- 医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/>
- 一般用医薬品データベース <http://www.jsmi.jp>
- MDLINE <http://www.healthy.pair.com>
- 医中誌 Web <http://login.jamas.or.jp>
- iyakuSearch <http://database.jpapic.or.jp>
- 日本薬局方 第 15 改正
- 医療用医薬品集 2007 JAPIC
- 薬剤コード識別事典 平成 18 年版 医薬ジャーナル社

○ 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
203	処方内容から得られる患者情報を的確に把握できる。 (技能)	シミュレーション (筆記型)	203 実習中	/	

模擬処方せん又は実際の処方せんにより、筆記型シミュレーションテストを行う。

必須模擬処方せん番号：2007P203

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
206	問い合わせに対し、根拠に基づいた論理的な報告書を作成できる。(知識・技能)	実地試験 レポート	206 実習中	/	

患者さまや医師などの医療従事者からの問い合わせに対し、根拠に基づいた論理的な報告書を作成できるよう、課題に対するレポートで評価する。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
207	医薬品・医療用具等安全性情報報告用紙に必要事項を記載できる。(知識・技能)	シミュレーション 筆記型	207 学習中	/	

医薬品・医療用具等安全性情報報告制度および報告する対象事例を理解し、実際に事例発生時に所定の用紙に記載できるように、各項目の記載方法の例を参考にシミュレーションで記載する。

- 記載方法を理解し、記載することができた
 記載できなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
301	①保険調剤業務の全体の流れを理解し、処方せんの受付から調剤報酬の請求までの概要を説明できる。	口頭試験	実習期間	/	

保険調剤の基本的なフローチャート（別紙）に従って説明できたかどうか評価者はチェックする。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
301	②保険薬局として認定される条件を、薬局の設備と関連づけて具体的に説明できる。【知識】	口頭試験	301 終了時	/	

保険薬局として認定される条件について、学生が述べることであった項目に✓を記入。

点 / 2点

- 薬局の開設者の申請により、厚生労働大臣が指定を行う。(申請書は管轄地方社会保険事務局へ提出)
- 保険調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険薬剤師でなければならない。

薬局の定義および薬局開設に必要な手続きとして、学生が述べることであった項目に✓を記入。

点 / 4点

- 薬局とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいう。(病院、診療所、家畜診療施設の調剤所を除く)
- 薬局開設にはその所在地の都道府県知事の許可が必要。
- 許可を受けるためには、薬局開設許可申請書を必要な書類とともに保健所長に提出する。
- 許可は6年ごとに更新を受ける必要がある。

薬局開設許可の大きな3つの基準について、学生が述べることであった項目に✓を記入。

点 / 3点

- 構造設備基準への適合
- 薬剤師員数規定への適合
- 人的欠格条項に該当しない

薬局の構造設備の9つの基準について、学生が述べることであった項目に✓を記入。

点 / 9点

- 換気が十分で、清潔であること
- 居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること
- 面積はおおむね 19.8 m²以上で、薬局の業務を適切に行うことができるものであること
- 医薬品を通常陳列又は交付する場所は 60 ルックス以上、調剤台の上は 120 ルックス以上の明るさを有すること
- 調剤室を有すること
 - ・ 6.6 m²以上の面積、天井・床は板張り、コンクリート又はこれらに順ずるもの
- 冷暗貯蔵のための設備を有すること
- かぎのかかる貯蔵設備を有すること
- 調剤に必要な設備および器具を備えていること
- 試験検査に必要な設備および器具を備えていること

薬剤師の人数の規定について説明してください。

点 / 1点

- 1日平均取扱い処方せん数 40 枚までは1人。それ以上は 40 又は端数を増すごとに 1 を加えた数。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
302	②処方せん受付時の対応および注意事項（患者名の確認、患者の様子、処方せんの使用期限、記載不備、偽造処方せんへの注意など）について説明できる。【知識】	□ 頭試験	302 終了時	/	
	③初来局患者への対応と初回質問表の利用について説明できる。【知識】	□ 頭試験	302 終了時	/	
303	初来局および再来局患者から収集すべき情報の内容について説明できる。【知識】	□ 頭試験	303 終了時	/	

302②処方せん受付時の対応および注意事項について、学生が説明できた項目に✓を記入。

- あいさつをする
- 患者名を確認する
- 来局者が本人か本人以外(本人との関係)か確認する
- 患者さまの様子を確認する
- 処方せんの使用期間を確認する
- 処方せんの形式および記載事項に不備がないか確認する
- 偽造処方せんでないことを確認する
- 初来局か再来局かの確認する

302③初来局患者への対応と初回質問表の利用について、実際に初回質問表を記入してみることで理解できた内容について説明してください。

- 説明できた 説明できなかった

303 初来局および再来局患者から収集すべき情報の内容について説明できましたか？

- a. 初来局の場合：他科受診・併用薬の有無、アレルギー歴、副作用歴、生活習慣、現在の症状、検査値等
- 説明できた 説明できなかった
- b. 再来局の場合：初来局時に収集した情報の確認および服薬状況、治療経過等
- 説明できた 説明できなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
304	①処方せん受付時の対応ができる。(技能・態度)	実地試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
実際に窓口で患者さまと処方せん受付時の対応ができましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
1. 患者さまにあいさつができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 処方せんを両手で受け取ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 患者氏名を確認することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 初来局か再来局かを確認し、初回質問表の記入などインタビューの目的を話し、同意を得ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 処方せんの記載事項などを確認し、必要に応じて、保険証の確認ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. お薬手帳の作成の意義について説明し、同意を確認することができた。・・・初来局の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
304	②生命に関わる職種であることを自覚し、ふさわしい態度で行動する。(態度)	実地試験 観察記録	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
実習期間を通じて、挨拶、言葉遣い、マナーが適切に実践できていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
1. 清潔感のある身だしなみであった。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 気持ちの良い挨拶と素直な返事ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 年齢・性別・本人又は家族など相手に応じた言葉遣いや話し方ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 薬局スタッフの一員として、常に患者さまの目を意識して行動することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
305	①処方せんが正しく記載されていることを確認できる。 (技能)	実地試験 シミュレーション	305① 終了時	/	

模擬処方せん（2007E-1, 2007E-2）での演習により、実地試験を行う。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
305	②処方せんに記載された処方薬の妥当性を、医薬品名、分量、用法、用量、薬物相互作用などの知識に基づいて判断できる。(知識・技能)	実地試験 シミュレーション	305 実習中	/	

模擬処方せん（2007EE-1、2007EE-2）での演習により、実地試験を行う。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
306	薬歴簿を参照して処方内容の妥当性を判断できる。 (知識・技能)	シミュレーション 実地試験	306 実習中	/	

1. 模擬処方せん・模擬薬歴簿により、シミュレーションテストを行う。

必須模擬処方せん番号：2007P306

2. 実際の調剤時に実地試験を行う。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
307	疑義照会の行い方を身につける。(知識・態度)	口頭試験	307 実習中	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
307 疑義照会時の行い方について、説明できましたか？ 1. 電話による疑義照会の以下の手順について、説明できた。 ○ダイヤルする前に、十分な下調べをする。(代替案も考えておく) ○自分の所属と名前を名乗り、電話の目的を説明し、誰につないでほしいか伝える ○電話の相手を確認し、所属と名前を名乗る ○挨拶をし、医師の状況を確認する ○疑義照会の内容を適切に伝える ○医師の回答を復唱し、再度同意を得る ○お礼の言葉を述べる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 疑義照会後の記録事項について説明できた。 ○問い合わせ日時 ○問い合わせた薬剤師名 ○対応した医師名 ○問い合わせ方法 (電話、文書、面談など) ○問い合わせの内容 ○医師の回答の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
308	疑義照会事例を通して、医療機関との連携、患者への対応をシミュレートする。(技能・態度)	シミュレーション	308 実習中	/	

模擬症例に基づき、患者への服薬指導→患者の訴えから医師への疑義照会→患者への対応について、薬剤師を患者・医師役にロールプレイを行い、評価する。

点/32点

模擬症例患者名 () 患者役氏名 () 医師役氏名 ()

項目	できた	中程度できた	できなかった
1. 患者背景および処方せん内容から、患者に対し服薬指導のロールプレイを行うことができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 患者の訴えを理解し、それに対し対処の方法を考えることができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 疑義照会のロールプレイを手順に従い行うことができたか。			
1) ダイヤルする前に、十分な下調べをすることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2) 自分の所属と名前を名乗り、電話の目的を説明し、誰につないでほしいか伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3) 電話の相手を確認し、所属と名前を名乗ることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4) 挨拶をし、医師の状況を確認することができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5) 疑義照会の内容を適切に伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
6) 医師の回答を復唱し、再度同意を得ることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
7) お礼の言葉を述べることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4. 疑義照会の結果に基づき、患者に対し適切な対応ができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 疑義照会後の記録事項について適切に記入できたか。			
1) 問い合わせ日時	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2) 問い合わせた薬剤師名	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3) 対応した医師名	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4) 問い合わせ方法 (電話、文書、面談など)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5) 問い合わせの内容	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
6) 医師の回答の内容	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
309	薬袋、薬札に記載すべき事項を列挙できる。【知識】	□ 頭試験 □ 地試験	309 開始時 実習期間	/	

法令（薬剤師法第 25 条、薬剤師法施行規則第 14 条）に基づき、薬袋・薬札に記載しなければならない事項について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

点 / 6 点

-
- 患者氏名
 - 用法
 - 用量
 - 調剤年月日
 - 調剤した薬剤師の氏名
 - 調剤した薬局の名称および所在地

実地試験として、実際の処方せんに基づいて、薬袋や薬札を作成する。(処方内容を添付)

- 全て正しく記載できた。 記載もれ、記載ミスがあった。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
310	①処方せんの記載に従って正しく医薬品の取りそろえができる。(技能)	実地試験	310① 終了時	/	

実地試験を行うことを学生に告げて、実際の処方せんで行う。(処方内容を添付)

- 正しく取りそろえができた。
 正しく取りそろえできなかった。
- 計数の誤り (正 誤)
 - 同じ医薬品の規格の誤り (正 誤)
 - 同じ医薬品の剤形の誤り (正 誤)
 - 全く他の医薬品を調剤 (正 誤)

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
310	④医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できる。	レポート 実習書	実習期間	/	

医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できるかどうか、筆記試験および実習書の記載から評価する。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
310	⑨代表的な医薬品を色・形、識別コードから識別できる。 (技能)	実地試験	実習中	/	

一包装された錠剤の識別を、実地試験として行う。(チェックテスト P310⑨医薬品の識別)

全て識別できた
 一部識別できた
 識別できなかった

チェックテスト P310④医薬品の外観

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

医薬品の識別には識別コードによるほか、色、形などの外観が重要です。以下の問に対し、違いがわかるよう具体的に記入してみましょう。

1. 規格により形が異なる医薬品の例を、3つ以上挙げてください。
2. 規格により色、大きさが異なる医薬品の例を、5つ以上挙げてください。
3. 規格により色が異なる医薬品の例を、5つ以上挙げてください。
4. 特徴的な形や色の医薬品を、当薬局の在庫の中でみつけてみましょう。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
311	①一回量（一包化）調剤を必要とするケースについて説明できる。【知識】	口頭試験	311 実習中	/	

<p>1. 一回量（一包化）調剤を必要とするケースについて、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点 / 3点</p> <p><input type="checkbox"/> 疾患（リウマチ性疾患やパーキンソン病など）により、ヒートシールをはずすことが困難な場合</p> <p><input type="checkbox"/> 多剤併用により、ヒートシールでの服薬ではコンプライアンスが悪い場合</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症により、服用方法がわからない場合</p>
<p>2. 一包化すべきでない薬剤について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点 / 5点</p> <p><input type="checkbox"/> 吸湿性がある薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 遮光保存の薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内崩壊錠など一包化することで壊れやすい薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 冷所保存の薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 体調や症状などにより、調節を必要とする薬剤</p>

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
311	②一回量（一包化）調剤を実施できる。（技能）	実地試験	実習期間	／	

実際の一包化指示のある処方せん調剤を実施することにより、実地試験を行う。（処方内容添付）

- 正確に一包化できた
 指導者が手助けをしてできた
 正確にできなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
312	錠剤の粉碎、およびカプセル剤の開封の可否を判断し、実施できる。(知識・技能)	実地試験	実習期間	/	

粉碎調剤評価表を用いて実地試験として行う。(実際の処方せんがない場合は、模擬処方せんで行う)

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
313	①散剤、液剤などの計量調剤ができる。(技能)	実地試験	実習期間	/	
	②調剤機器(秤量器、分包機など)の基本的取扱いができる。(技能)	実地試験	実習期間	/	

実際の処方せん調剤時に、計量調剤評価表(散剤用、液剤用)を用いて実地試験として行う。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
314	②特別な注意を要する医薬品（抗悪性腫瘍薬など）の取扱いを体験する。（技能）	実地試験	実習期間	／	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
抗悪性腫瘍薬を含む処方せん調剤を体験することができた。 (処方内容添付)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
当薬局に在庫されている休業期間が必要な医薬品について例を挙げ、用法用量を確認することができた。 薬品名記載：【 】【 】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
当薬局に在庫されている催奇形性に注意が必要な医薬品について例を挙げ、注意事項を確認することができた。 薬品名記載：【 】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
当薬局に在庫されている重篤な副作用が発現しやすい医薬品について例を挙げ、副作用回避のために義務付けられている内容を確認することができた。 薬品名記載：【 】【 】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
315	調剤された医薬品に対して、鑑査の実務を体験する。 (技能)	実地試験	実習期間	/	

調剤された医薬品の鑑査を、実地試験として行う

項目	正確に鑑査 できた	体験 できた	体験でき なかった	評価日	評価者
錠剤、カプセル剤など計数調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
一包化調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
散剤の計量調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
液剤の計量調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

点/16点

調剤鑑査評価表：計数調剤用

学生氏名

実施日

評価者

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【薬袋の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・注意事項などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤された薬剤の薬品名・剤形・規格が正しいことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤された薬剤の数量が正しいことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ヒートシールや包装に汚れや破損がないことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
患者用説明書の添付を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鑑査した薬剤を正しく薬袋に入れることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点／14点

調剤鑑査評価表：散剤用

学生氏名

実施日

評価者

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【薬袋の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・注意事項などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【秤取量の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤者が行った1日量および全量の計算が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
賦形剤の必要性を判断し、調剤者の計算が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
処方せんの薬剤名と鑑査システムの記録紙の薬剤名を照合できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計算値と記録紙の実測値を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
分包された薬剤が処方薬剤であるか、色・粒子・臭いなどから確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分包数を確認し、空包や極端な分包誤差がないか目で見て確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分包された散剤の1日分の重量を、天秤で確認できた(風袋込み誤差2%以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異物や他の散剤などが混入していないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
全体の分包数を再確認し、患者用説明書等と薬袋に入れることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点/18点

調剤鑑査評価表：液剤用

学生氏名

実施日

評価者

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
配合変化（配合不適・配合注意）の有無を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【薬札・ラベルの確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・保存方法（冷所保存、遮光保存）・用時振盪の指示などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【秤取量の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤者が行った秤取量の計算が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
賦形の有無（希釈調剤か原液調剤か）を考え、適切な大きさの投薬瓶が選択されているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤された薬が処方薬かどうか、色調・におい・沈殿などから確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
投薬瓶の目盛りの指示が正しいかどうか確認することができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異物の混入がないことを確認し、ラベルを貼ることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スポイドやカップの添付を確認することができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

調剤鑑査評価表：一包化用

学生氏名

実施日

評価者

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
一包化の可否について確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【薬袋の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・注意事項などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤者が行った一包化の可否の判断や調剤方法が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
処方せんの内容とイーサーの指示書、ラベルおよび手蒔き薬剤のヒートシールが正しいことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分包された薬剤の薬品名・剤形・規格が正しいことを、識別コードをもとに確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異物の混入や錠剤・カプセル剤に汚れや破損がないことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
全体の分包数を再確認し、患者用説明書等と薬袋に入れることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点／15点

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
316	適切な服薬指導を行うために、患者から集める情報と伝える情報を予め把握できる。(知識・技能)	シミュレーション	316 実習中	/	

1. 実際の症例に基づき、初来局患者および再来局患者へのインタビューの仕方をロールプレイで行う。
2. 実際に薬剤師が行った服薬指導内容や患者からの情報をもとに、患者へ情報を伝えるためのロールプレイを行う。

項目	できた	中程度できた	できなかった
1. ロールプレイにて、初来局患者への適切なインタビューを行うことができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. ロールプレイにて、再来局患者への適切なインタビューを行うことができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 初来局患者へ伝えるべき情報を予め考え、伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 再来局患者へ伝えるべき情報を予め考え、伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
317	①薬歴管理の意義と重要性を説明できる。【知識】	口頭試験	317 実習中	/	
	②薬歴簿の記載事項を列挙し、記入できる。(知識・技能)	シミュレーション	317 実習中	/	
	③薬歴簿の保管、管理の方法、期間などについて説明できる。【知識】	口頭試験	317 実習中	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
<p>①薬歴管理の意義と重要性が説明できましたか？</p> <p>以下のポイントを中心に評価を行う</p> <p>○薬剤服用歴（薬歴）とは、患者さまの医薬品使用に関する一元管理記録である。</p> <p>○薬歴には、処方内容だけでなく、服薬状況、併用薬、副作用、アレルギー歴や相互作用、患者さまの訴えや相談などを記録し、服薬指導に利用することで、医薬品の安全性や有効性の確保と適正使用を推進することができる。</p> <p>○患者さま個々の特殊な調剤方法などを記録しておくことで、複数の薬剤師が勤務する薬局においても、同じ方法での調剤が可能となる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
<p>②薬歴簿の記載事項を列挙し、記入できましたか？</p> <p>実際の処方せんを基に模擬薬歴を作成することで評価を行う</p> <p>1. 患者記録：氏名・生年月日・性別・被保険者証の記号番号・住所・連絡先等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 処方記録：処方した保険医療機関名及び保険医氏名・処方日・処方内容等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 調剤記録：調剤日・疑義照会内容の要点等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 患者情報の記録：体質・アレルギー歴・副作用歴等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 患者又はその家族等からの相談事項の要点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. 服薬状況、服薬中の体調変化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
7. 併用薬の情報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
8. 他科受診、合併症の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
9. 飲食物の摂取状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
10. 指導内容の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
③薬歴簿の保管、管理の方法、期間などについて説明できましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
318	妊婦、小児、高齢者などへの服薬指導において、配慮すべき事項を列挙できる。【知識】	口頭試験	実習期間	/	

<p>妊婦への薬剤投与についての原則について、学生が説明できた項目に✓を記入。</p>		点 / 6点
<p> <input type="checkbox"/> 妊娠可能な年齢の女性への処方を調剤する場合は、常に妊娠の可能性を念頭においておく。 <input type="checkbox"/> 医師と連携し、薬剤は必要があつて投与するものであることを常に患者に説明する。 <input type="checkbox"/> てんかん、膠原病など慢性疾患患者については、計画的に妊娠するよう指導する。 <input type="checkbox"/> 薬剤は、必要量をできるだけ短期間投与する。 <input type="checkbox"/> できるだけ単剤を投与する。 <input type="checkbox"/> 添付文書で「投与しないこと」「投与しないことが望ましい」とされている薬剤は原則として投与しない。 </p>		
<p>小児薬用量を理解し、身長・体重の確認の必要性を述べることができた。</p> <p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ </p>		
<p>高齢者の特性を理解し、薬剤使用や服薬指導において配慮すべき事項（腎機能・肝機能等）について説明できた。</p> <p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ </p>		
<p>高齢者に投与制限のある薬剤の例を述べることができた。</p> <p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ </p> <p>薬品名：【 】 【 】 【 】</p>		

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
319	患者に使用上の説明が必要な眼軟膏、坐剤、吸入剤などの取扱い方を説明できる。(技能)	シミュレーション 実技試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
患者に使用上の説明が必要な次の医薬品の取扱い方を説明できましたか？				
1. 眼軟膏の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 坐剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 吸入剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 点鼻剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 貼付剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. 点眼剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
320	自己注射が承認されている代表的な医薬品を調剤し、その取扱い方を説明できる。【知識】	口頭試験 実技試験	320 実習中	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
1. 自己注射が承認されている医薬品の種類について指導薬剤師の説明を聞き、当薬局に在庫されている医薬品の種類を説明することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. インスリン製剤の分類と特徴、商品名を対比して説明することができた。 ○超速効型 ○速効型 ○混合型 ○中間型 ○持効型	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. インスリン製剤の使用方法を、実物を用いて説明することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 自己注射薬が処方されている処方せんを正しく調剤することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
321	①指示通りに医薬品を使用するように適切な指導ができる。(技能)	シミュレーション	321 実習中	/	
	③患者向けの説明文書を使用した服薬指導ができる。(技能)	シミュレーション 筆記試験	321 実習中	/	
208	入手した情報を評価し、患者に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できる。(技能・態度)	シミュレーション	208 実習中	/	

模擬症例に基づき、服薬指導の一連のロールプレイで行い、評価する。

模擬症例患者名 () 患者役氏名 ()

項目	できた	中程度できた	できなかった
1. 処方せんに記載された指示通りに医薬品を使用するように適切な指導ができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 患者向け説明文書を、患者に対してわかりやすい言葉で作成できたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 作成した患者向け説明文書を使用して服薬指導ができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 入手した情報を評価し、患者に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
323	①調剤録の法的規制について説明できる。【知識】	口頭試験	323 終了時	/	
	②調剤録への記入事項について説明できる。【知識】	口頭試験	323 終了時	/	
	③調剤録の保管、管理の方法、期間などについて説明できる。【知識】	口頭試験	323 終了時	/	

<p>①薬剤師法第 28 条に基づき、調剤録の規制について、学生が述べる事ができた項目について✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点/3 点</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければいけない。</p> <p><input type="checkbox"/> 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければいけない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなったときは、この限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 薬局開設者は、調剤録を、最終の記入の日から3年間、保存しなければならない。</p>
<p>②薬剤師法施行規則第 16 条および厚生省保険局医療課長通知（保険発第 57 号）に基づき、調剤録に記入しなければいけない事項について、学生が述べる事ができた項目について✓を記入。</p> <p>(実際の調剤録を見ながら行う)</p> <p style="text-align: right;">点/12 点</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 患者の氏名および年齢</p> <p><input type="checkbox"/> 薬名および分量</p> <p><input type="checkbox"/> 調剤年月日</p> <p><input type="checkbox"/> 調剤量</p> <p><input type="checkbox"/> 調剤した薬剤師の氏名</p> <p><input type="checkbox"/> 処方せんの発行年月日</p> <p><input type="checkbox"/> 処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名</p> <p><input type="checkbox"/> 処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の住所又は勤務する病院・診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地</p> <p><input type="checkbox"/> 医師・歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容 及び 医師・歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合、その回答の内容</p> <p>保険調剤録の場合は、上記に加え</p> <p><input type="checkbox"/> 患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者扶養者の別</p> <p><input type="checkbox"/> 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量及び使用期間</p> <p><input type="checkbox"/> 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤点数、調剤手数料、請求点数及び患者負担金額</p>
<p>③調剤録の保管、管理の方法、期間などについて説明できましたか？</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
324	調剤後の処方せんへの記入事項について説明できる。 【知識】	□頭試験	324 終了時	/	
325	処方せんの保管、管理の方法、期間などについて説明できる。【知識】	□頭試験	324 終了時	/	

324 法令（薬剤師法第 26 条、薬剤師法施行規則第 15 条）に基づき、調剤後の処方せんへ記入しなければいけない事項について、学生が述べる事ができた項目について✓を記入。

点 / 6 点

- 調剤済みの旨又は調剤量
- 調剤年月日
- 記名押印又は署名（調剤した薬剤師）
- 調剤した薬局の名称および所在地
- 医師・歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
- 医師・歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合、その回答の内容

325 処方せんの保管、管理の方法、期間などについて説明できましたか？

- はい いいえ

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
326	調剤報酬を算定し、調剤報酬明細書（レセプト）を作成できる。（技能）	実地試験	326 終了時	/	

1. 調剤した処方せんについて、調剤報酬を調剤報酬算定ワークシートに手計算にて算定することで実地試験を行う。

- 全て正しく算定できた 計算ミス、算定もれがあった

2. 1で算定した調剤報酬をレセコン入力にて算定し、調剤報酬明細書を作成することで実地試験を行う。

- 正しく作成できた 作成できなかった

調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名

年齢

処方欄

保険者番号								
記号・番号								
区分	被保険者	被扶養者						

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

[保険の種類]

[調剤基本料]

[調剤料]

[調剤料の加算]

[薬学管理料]

[薬剤料]

[特定保険医療材料料]

調剤報酬

患者負担金額

調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名 例題 一男 年齢 77 歳 7 ヶ月

処方欄

保険者番号	3	9	3	3	6	2	7	7
記号・番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8							
区分	被保険者			被扶養者				

高一

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

センノシド錠 12mg は、センナリド錠 12mg を選択。

Rp 1	セルベックスカプセル 50mg	3 C
	分 3 毎食後	21 日分
Rp 2	パリエット錠 10mg	1 錠
	分 1 朝食後	21 日分
Rp 3	モーラステープ L (7 枚/袋)	5 袋
	1 日 1 回貼付	
Rp 4	センノシド錠 12mg	2 錠
	便秘時	5 回分
	以下余白	

[保険の種類] 後期高齢者の 1 割負担

[調剤基本料] 50 点 (40 点 + 10 点 : 基準調剤加算 1)

[調剤料] 内服薬 : 21 日分 = 68 点 68 点 × 2 剤 (毎食後、朝食後) = 136 点

外用薬 : 10 点

頓服薬 : 21 点

[調剤料の加算] 後発品調剤加算 : 2 点 (センナリド錠 12mg)

[薬学管理料] ○後期高齢者薬剤服用歴管理指導料 : 35 点

[薬剤料] セルベックスカプセル 50mg 13.4 円 × 3 C = 40.2 円 = 4 点 4 点 × 21 日 = 84 点

パリエット錠 10mg 184.70 円 = 18 点 18 点 × 21 日 = 378 点

モーラステープ L 53.00 円 × 35 枚 = 1,855 円 = 185 点

センナリド錠 12mg 5.5 円 × 10 錠 = 55.00 円 = 5 点

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬	906 点
------	-------

患者負担金額	1 割負担なので、保険請求が 906 点 × 0.9 = 815.4 点 = 815 点円 患者負担金額は、906 点 - 815 点 = 91 点で 910 円
--------	--------------------------------------------------------------------------------------

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名 例題 二郎 年齢 79 歳 0 ヶ月

処方欄

保険者番号	3	9	3	3	2	0	1	0
記号・番号	1 2 3 4 5 6 7 8							
区分	被保険者			被扶養者				

高一

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

Rp 1	バイアスピリン錠 100mg	1 錠
	ノルバスク錠 5mg	1 錠
	メバロチン錠 10mg	1 錠
	分 1 朝食後	28 日分
	一包化	
Rp2	モーラステープ (7 枚/袋)	3 袋
	1 日 1 回 貼付	
	以下余白	

処方さんの指示どおりに調剤。

- [保険の種類] 後期高齢者の 1 割負担
- [調剤基本料] 50 点 (40 点 + 10 点 : 基準調剤加算 1)
- [調剤料] 一包化薬 : 89 点 × 4 週 = 356 点
外用薬 : 10 点

[調剤料の加算料] 後発品調剤加算 : 2 点 (バイアスピリン錠 100mg)

[薬学管理料] ○後期高齢者薬剤服用歴管理指導料 : 35 点

[薬剤料] 朝食後 : バイアスピリン錠 100mg 6.10 円 + ノルバスク錠 5mg 75.60 円 + メバロチン錠 10mg 124.40 円
= 206.10 円 = 21 点 21 点 × 28 日 = 588 点

モーラステープ 34.40 円 × 21 枚 = 722.40 円 = 72 点

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬	1, 113 点
------	----------

患者負担金額	1 割負担なので、保険請求が 1,113 点 × 0.9 = 1001.7 点 = 1,002 点 患者負担金額は、1,113 点 - 1,002 点 = 111 点 で 1,110 円
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

調剤報酬算定の演習(平成20年4月改定)

年 月 日()

患者氏名 例題 三太 年齢 7歳0ヶ月

処方欄

保険者番号					5	9	0	1
記号・番号	岡2あいう・345							
区分	被保険者		被扶養者					

公費負担者番号	5	2	3	3	6	0	2	1
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	

公費負担者番号								
受給者番号								

Rp1	ジェノトロピン 5.3mg	3本
	1日1回	
Rp2	マイクロファインプラス 31G5mm (14本入/袋)	2袋
	1日1回	
	以下余白	

本人希望によりお薬手帳作成。薬剤服用歴を作成し、使用状況など情報を収集し、必要な指導を行った。

[保険の種類] 社会保険の被扶養者、 公費：52 小児特定疾患

[調剤基本料] 50点 (40点+10点：基準調剤加算1)

[調剤料] 注射薬：26点

[調剤料の加算] なし

[薬学管理料] ○薬剤服用歴管理指導料：30点

○薬剤情報提供料：15点

[薬剤料] ジェノトロピン5.3mg 51,704.00円 x 3本 = 155,112.00円 = 15,511点

[特定保険医療材料] マイクロファインプラス 31G5mm 15.00円 x 28本 = 420円 = 42点

調剤報酬	15,674点
------	---------

患者負担金額	52の公費なので、15,674点全て保険請求される。 患者負担金額は、0円
--------	------------------------------------------

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名 例題 四子 年齢 64 歳 5 ヶ月

保険者番号			3	3	0	0	1	9
記号・番号	岡 1 - 2 3 ・ 4 5 6 7 8							
区分	被保険者		被扶養者					

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

処方欄

Rp 1	アピリット細粒 (500mg/g)	60mg
	セルシン散 1% (10mg/g)	2mg
	分 2 朝夕食後	35 日分
Rp 2	パキシル錠 10mg	1 錠
	分 1 夕食後	35 日分
	以下余白	

会営薬局の内規に従って調剤。

本人希望によりお薬手帳作成。薬剤服用歴を作成し、使用状況など情報を収集し、必要な指導を行った。

[保険の種類] 国民保険の被保険者

[調剤基本料] 50 点 (40 点 + 10 点 : 基準調剤加算 1)

[調剤料] 内服薬 : 35 日分なので 77 点 $77 \text{ 点} \times 2 \text{ 剤} = 154 \text{ 点}$

[調剤料の加算] 向精神薬調剤加算 : 8 点 (セルシン散 1%)

計量混合調剤加算 : 45 点 (散剤)

[薬学管理料] ○薬剤服用歴管理指導料 : 30 点

○薬剤情報提供料 : 15 点

[薬剤料] 朝夕食後 :

アピリット細粒 50% $71.20 \text{ 円} \times 0.12\text{g} + \text{セルシン散 1\% } 19.50 \text{ 円} \times 0.2\text{g} + \text{乳糖 } 2.32 \text{ 円} \times 0.5\text{g}$
 $= 8.544 \text{ 円} + 3.9 \text{ 円} + 1.16 \text{ 円} = 13.604 \text{ 円} = 1 \text{ 点}$ $1 \text{ 点} \times 35 \text{ 日} = 35 \text{ 点}$

夕食後 : パキシル錠 10mg $123.40 \text{ 円} = 12 \text{ 点}$ $12 \text{ 点} \times 35 \text{ 日} = 420 \text{ 点}$

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬

757 点

患者負担金額

3割負担なので、保険請求が $757 \text{ 点} \times 0.7 = 529.9 \text{ 点} = 530 \text{ 点}$ 。
 患者負担金額は、 $757 \text{ 点} - 530 \text{ 点} = 227 \text{ 点} = 2,270 \text{ 円}$

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

調剤報酬算定の演習(平成20年4月改定)

年 月 日()

患者氏名 例題 五郎 年齢 1歳1ヶ月

処方欄

保険者番号					5	9	3	1
記号・番号	倉はひふ・123							
区分	被保険者		被扶養者					

Rp 1	メブチンシロップ(5 μ g/mL)	3 mL
	アスベリンシロップ(5mg/mL)	3 mL
	分3 毎食後	3日分
以下余白		

公費負担者番号	8	5	3	3	0	0	8	2
受給者番号	7	6	5	4	3	2	1	

公費負担者番号								
受給者番号								

5月5日(月・祝)午前9時頃来局(輪番制により調剤)。

本人希望によりお薬手帳作成。薬剤服用歴を作成し、
使用状況など情報を収集し、必要な指導を行った。

[保険の種類] 社会保険の被扶養者, 85:乳幼児医療

[調剤基本料] 50点(40点+10点:基準調剤加算1)

[調剤料] 内服薬:5点 \times 3日=15点

[調剤料の加算] ○計量混合調剤加算:35点(液剤)

○休日調剤加算:調剤基本料+調剤料の14割加算
(50点+15点) \times 1.4=91点

[薬学管理料] ○薬剤服用歴管理指導料:30点

○薬剤情報提供料:15点

[薬剤料] メブチンシロップ 9.50円 \times 3mL + アスベリンシロップ 2.11円 \times 3mL

=28.5円+6.33円=34.83円=3点 3点 \times 3日=9点

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬	245点
------	------

患者負担金額	85の公費なので、245点全て保険請求される。 患者負担金額は、0円
--------	---------------------------------------

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
328	代表的な医療事故訴訟あるいは調剤過誤事例について調査し、その原因について指導薬剤師と話し合う。(知識・態度)	レポート <input type="checkbox"/> 頭試問	328 実習中	/	

1. 代表的な調剤事故事例を調査し、具体的内容をレポートにまとめる。
 - まとめることができた 中程度まとめることができた まとめることができなかった

2. 調査した事例について、その原因を考察し、指導薬剤師と話し合う。
 - 原因について考察できた 原因について考察できなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
329	名称あるいは外観が類似した代表的な医薬品を列挙できる。	レポート	P329 実習中	/	

名称および外観が類似した代表的な医薬品について、代表的な効能・効果も列挙するよう筆記試験を行う。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
330	特にリスクの高い代表的な医薬品（抗悪性腫瘍薬、抗糖尿病薬など）を列挙できる。	レポート	P330 実習中	/	

特にリスクの高い代表的な医薬品（抗悪性腫瘍薬、抗糖尿病薬など）を列挙するよう、筆記試験を行う。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
331	調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できる。	論述試験	P331 実習中	/	

調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できるよう、筆記試験を行う。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
333	インシデント、アクシデント報告の記載方法を説明できる。【知識】	実地試験	333 実習中	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
インシデントレポートの意義・必要性について説明できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
実習中に経験した調剤ミスについて、インシデントレポートを作成できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
401	かかりつけ薬局・薬剤師の役割について指導薬剤師と話し合う。(態度)	観察記録 レポート	実習期間	/	

1. かかりつけ薬局・薬剤師の役割について指導薬剤師と話し合うことができましたか？

- 積極的にできた
 中程度できた
 あまりできなかった

2. 実習期間を通して、学んだこと・感じたことをレポートにまとめる。

- まとめることができた
 まとめることができなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
503	病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を説明できる。 【知識】	口頭試験	503 終了時	/	

医薬分業の目的と薬局薬剤師の役割について、学生が述べることができた項目に✓を記入。

点/5点

- 医薬分業により、医師と独立した立場から薬剤師が処方内容をチェックすることが可能となる。
- 複数の医師による処方せんであっても、1軒の薬局（かかりつけ薬局）で調剤することにより、重複投与の防止および相互作用の確認が可能となる。
- 処方内容が患者さまに開示できる。
- 医師は、院内採用医薬品以外にも、必要な医薬品を自由に処方することができる。
- 保険薬局側は、どの医療機関の処方せんでも応需するための適切な在庫管理が必要。

薬局薬剤師と病院薬剤師の具体的な業務について、学生が述べることができた項目に✓を記入。

点/20点

薬局薬剤師の主な業務は

- 薬剤服用歴管理（薬歴管理）に基づく処方せん調剤
- 医薬品情報の管理
- 一般用医薬品（OTC薬）、医薬部外品、化粧品などの相談販売によるセルフメディケーション支援
- 医療機器の販売
- 介護用品、衛生用品などの販売
- 保健機能食品の販売
- 毒物・劇物の販売
- 在宅患者訪問管理指導業務
- 薬局製剤の製造販売
- 学校薬剤師
- 地域住民に対する啓発活動（禁煙支援、薬物乱用防止など）
- 漢方製剤の製造販売

病院薬剤師の主な業務は

- 調剤業務
- 医薬品情報の管理
- 注射薬調剤
- 治験薬管理
- 製剤業務
- 病棟における薬剤管理指導業務
- チーム医療への参画（NST、ICT）
- 薬物血中濃度測定

薬物療法における薬局薬剤師と病院薬剤師の連携の重要性について、具体例をあげて説明してください。

- 説明できた
- 説明できなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
504	当該地域における休日、夜間診療と薬剤師の役割を説明できる。【知識】	レポート	504 終了時	/	

1. 実際の保険薬局での夜間診療を体験し、夜間体制や薬剤師の役割についてレポート（P504 休日・夜間診療）にまとめる。

まとめることができた

まとめることができなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
506	緊急災害時における、当該薬局および薬剤師の役割について説明できる。【知識】	レポート	506 終了時	/	

2. 緊急災害時の薬剤師の役割について、レポート（P506 緊急災害時の薬剤師の役割）にまとめる。

まとめることができた

まとめることができなかった

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
508	学校薬剤師の職務を見聞し、その役割を説明できる。 【知識】	レポート	508 終了時	/	

学校薬剤師に同行し、実際に学校で水質検査や照度測定を行い、見聞した内容をレポートにまとめてもらう。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
510	麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について説明できる。【知識】	レポート	510 終了時	/	

麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について実習を通して学んだことを、レポートにまとめてもらう。

薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
512	誤飲、誤食による中毒および食中毒に対して適切なアドバイスできる。【知識・技能】	シミュレーション (筆記型)	512 終了時	/	

3. 誤飲、誤食による中毒および食中毒への対応について、レポート（P512 誤飲・誤食による中毒，食中毒への対応）にまとめる。

まとめることができた

まとめることができなかった